

沖縄県国民保護計画(素案)に対する意見の概要及びそれに対する県の考え方

※意見の概要は、提出者の表現をできるだけ生かし、内容を適宜要約して記載しています。
意見・要望の重複については、同様の意見・要望をひとつの項目として整理したうえで、県の考えを示しています。

| 番号 | 計画案の頁 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|-------|--|---|
| 1 | 2 | 第1編第1章4市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画について、沖縄県下の市町村国民保護計画について、沖縄県からの計画内容の強要及び計画策定請負の民間会社への委託斡旋等を行わないこと | 市町村長は、国民保護法第35条第1項で、県の国民保護計画に基づき市町村国民保護計画を作成することが義務づけられています。また、市町村計画の作成にあたり、民間会社へ委託を行うか否かは市町村が決定する事項です。 |
| 2 | 3 | 第1編第2章の(5)で「国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。」とあるが、住民が協力するか否かは本来全く任意であり、決して制約を加えてはならない内心の自由に関わる問題である。したがって、協力をするよう努めることを計画に謳うのは住民への不当な要求であり不適切である。 | 自然によるものか武力攻撃によるものかに関わらず、災害発生時においては、高齢者の有無など、地域の実情を知っている住民の協力は、被害の最小化を図るために大変重要です。住民が協力するか否かは任意ですが、県としては、住民の協力が得られることを期待しています。なお、記載している内容は、国民保護法第4条にも規定されているものです。 |
| 3 | 3 | 第1編第2章(1)基本的人権の尊重について、国民保護法が定める強制措置について、拒否できる「正当な理由」として、住民の思想・信条に基づく拒否を一律に排除してはならない。 | 第1編第2章(1)において、県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うこととしています。 |
| 4 | 3 | 第1編第2章(3)国民に対する情報提供について、武力攻撃事態や有事にあっても、報道の自由や国民の知る権利が制限されないよう具体的な規定を計画に明記すること | 県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。また、同章の(6)で、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮することとしています。 |
| 5 | 4 | 第1編第2章(7)高齢者障害者外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施について、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人等のほかに、乳幼児、児童、妊産婦を加え具体的に明記すること。 | 高齢者、障害者、外国人は例示であり、御提言の乳幼児、児童、妊産婦のほか、病人やけが人等、一人では行動できないような人は全て対象となりますので、例示としては素案の内容でとどめたいと思います。 |
| 6 | 4 | 第1編第2章(7)高齢者障害者外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施と第12章赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理について、ジュネーヴ条約第一追加議定書の58条には、人口密集地域の軍事目標設置を防止し、また文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させることを謳っています。また59条の無防備地域宣言を沖縄県として攻撃の影響に対する予防措置の規定または県内の市町村が行うことも国民保護計画の一環として採用することはジュネーヴ条約第1追加議定書を批准した今、当然認められ得こととなります。沖縄県国民保護計画の中に、ジュネーヴ条約第一追加議定書の59条の無防備地域宣言や58条の攻撃の影響に対する予防措置の規定に基づく住民保護規定を盛り込むことが必要です。 | ジュネーヴ条約第一追加議定書第58条の攻撃の影響に対する予防措置や第59条の無防備地域宣言の規定に基づく措置は、紛争当事者が行うものです。現在、我が国は武力紛争の状態にないこと、また、紛争当事者とは、武力紛争の当事者となりうる権限を有するものであり、それは国になります。したがって、御指摘のような県に権限のない事項を、県の国民保護計画に盛り込むことはできません。 |

| 番号 | 計画案の頁 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|------------|---|---|
| 7 | 5 | 第1編第3章の国民の保護に関する措置の仕組みの図について、国→県→市町村→住民という一方的な指示の流れがあるだけで、市町村と県は措置の実施および対策本部における総合調整を要請できるだけである。住民は、国にも地方公共団体にも何らの働きかけはできないということになっている。このような、一方的、中央集権的な命令・指示・情報の流れで、第2章に列記されるような基本的人権等への配慮や本県の特殊性への配慮がどのように保障されるのか。全く実効性を欠いて不当である。 | この章は、関係機関の事務又は業務の大綱等についてまとめており、図では、国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務について整理しています。したがって、住民との関係では警報と避難の指示の伝達しか矢印が延びていませんが、これは市町村の業務を表したものであり、住民から国民保護措置の要求ができないということを意味するものではありません。住民は、県、市町村、消防、警察等、最寄りの公的機関に国民保護に関する必要な措置を求めることは当然であると考えています。 |
| 8 | 11 | 第4章県の地理的、社会的特徴について、空港、港湾、道路の機能・容量について具体的な数値が明記されていない。これらインフラの実況は、避難計画等が立案・実行可能であるのかを検討する上で必須の基礎データであるから、具体的かつ十分に、資料を収集整理して明記される必要がある。 | 御指摘の事項については、資料編の中で整理します。 |
| 9 | 11 (36) | 第1編第4章の4で「都市部における避難についてはバス、徒歩といった手段による避難が原則」とある。一般的に県民は外出に自家用車を用いる傾向が強いことから、避難時の利用は制限される必要があるのは理解できるが、その実効性を上げるためには、事前に住民に対して県や市町村がどういった避難計画を立てていて、具体的にどう実施するのかを「あらかじめ」居住住民及び勤務者に示しておく必要がある。 | 避難については、都市部や過疎地域、離島など市町村の状況によってその避難方法は異なってきます。このため、市町村ではあらかじめいくつかの避難実施要領のパターンを作成することになっています。避難実施要領を作成するのは市町村であり、その記載内容について、県の計画で具体的に記述することは困難ですが、第2編第2章の1の(1)にあるとおり、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、必要な助言を行いたいと考えています。 |
| 10 | 12 (37) | 市町村域外への避難において「モノレールとバス等との連絡についての課題」が後の記述においても乗り越えられていない。どのような避難をするようにするのか十分に考えておかないと、とっさの指示は不可能ですモノレール側としてもどう対応するか検討が必要 | 避難の指示については、武力攻撃事態の内容等に応じ、使用できる道路等を踏まえ、避難経路や交通手段等を示すこととなります。このため、あらかじめ具体的に記述することは困難ですが、第2編第2章の3にあるとおり、関係機関と協力しながら必要な体制整備に努めていきます。 |
| 11 | 14 | 米軍施設について、陸上の施設は簡略に記されているが、訓練空海域など海域の占有の問題は全く記載が欠落しており、考慮に入られていない。また、米軍施設は、攻撃対象ともなりえ、放射性物質や有毒化学物質なども多量に取り扱っていることから、県民の保護計画に重大な影響を及ぼすものであり、各施設ごとの運用実態についても記述され、それに基づいて保護計画への影響の検討が加えられる必要がある。 | データとして整理する必要がある事項については、資料編で整理します。 |
| 12 | 17 | 武力攻撃事態においては、空港や港湾は軍事基地と同様に「軍事攻撃目標」になりやすい。武力攻撃事態の4類型のうち「航空攻撃」は、まさにそのような施設の爆撃を行う目的で行われると思われる。住民を航空機や船舶で避難させるにしても、空港や港湾の確保がままならない状況においては、本当に有効に機能するのか安心できない | 国民保護のため、国と連携しながら、その時々置かれた状況において、最善の方法をとりたいと考えています。 |
| 13 | 19 | 第2編第1章第1の1の県の各部局における国民保護措置に関連する平素の主な業務の表について、文化環境部のところで「NPO法人・ボランティア等の情報収集に関すること」と記されているが、NPOや個人の活動一般について制約なく情報収集することは、プライバシーの侵害に当たる。情報収集の範囲や方法について、限定を加える必要がある。総務部にある「私立学校との連絡調整」においても、県民保護の名の下に私立学校の運営に不当な介入をすることの疑念が生じないように、連絡調整の対象範囲を明記するべきである。 | この表は、平素から行っている部局の業務のうち、国民保護措置に関わりのある業務を掲げたものであり、国民保護のために平素の業務にはない特別な業務を規定したものではありません。 |

| 番号 | 計画案の頁 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|-------|--|--|
| 14 | 19 | 第1章組織・体制の整備について、もちろん訓練は行うでしょうが、訓練以外でも平素から備えるだけでなく、この組織を実際に活動させるべきです。このような緊急時の組織というのは、いつも動いていないと本番で機能しないものなのです。たとえば知事公室の業務に指定地方公共機関とか避難施設の指定に関することがありますが、単に指定するだけでなく、定期的に点検して実地に見て回ることが必要です。文化環境部の災害援助用生活必需物資に関することにしても、日常から出し入れや点検をしておかないと、いざというとき使えなくなっていたということが生じますし、訓練をやるから良いと思っているだけなら不十分です。年に数回の訓練だけでは絶対に円滑に機能しません。日常を訓練とすべきです。 | 御指摘の点については、防災と共通の事項であり平素から取り組むべき事項であると考えています。 |
| 15 | 20 | 第2編第1章第1の2の(3)県の体制及び職員の参集基準について、県と地方公共団体・指定公共機関及び指定地方公共機関で、各々について参集基準がバラバラになってはいないだろうか？できるだけ「共通の参集基準」を作った方がいいと考える。そのことにより、一斉連絡の役に立つし、初動体制が立てやすくなるのではないだろうか。 | 武力攻撃事態等が発生した場合の被害状況等は、その事態類型等により様でないこと、県、市町村、指定地方公共機関は、それぞれ規模や業務内容等に違いがあることなどから、共通の参集基準を設けることは困難であると考えています。 |
| 16 | 21 | 第2編第1章第1の2の(4)職員への連絡手段の確保について、職員への通信手段として携帯電話やメールが上がっているが、ラジオを使った参集伝達を検討してみても如何でしょうか。(例)沖縄電力の「台風警戒指令」はラジオを使って知らせている。 | 職員への連絡手段の確保については、本文で「電話・メール等による連絡手段を確保する。」としており、電話・メール以外の連絡手段の確保も想定しています。御指摘のラジオの使用については、その一手段として運用の中で検討していきたいと考えています。 |
| 17 | 22 | 第2編第1章第1の2の(7)交代要員等の確保について、「その整備に努める」とあるが、県対策本部機能の維持は必須事項であり、本部機能確保のための食糧・燃料・自家発電等の整備を進めることを明記すべき。 | 御指摘の事項は例示としてあげており、具体的な内容は多岐にわたることから、整備するとなると優先順位等を含め整理しながら検討する必要があるため、国民保護計画では整備に努めるとしています。 |
| 18 | 24 | 米軍基地が都市部に集中することは県民保護計画に関わる沖縄県の特殊性の最大の特徴である。その米軍基地について、資料も連携態勢も明確でないままに県民保護計画を策定することはそもそも不可能である。したがって、米軍基地・部隊との連携関係が完全に明らかにされるまでは、本県では県民保護計画を策定すべきでない。 | 県は、県民の生命、身体及び財産を守るという使命があり、その使命を果たすため、県の国民保護計画を作成する必要があります。米軍との連携体制等については、米軍基地周辺の避難等の国民保護措置に必要な事項について、在沖米軍の担当窓口をとおして意思疎通を図ることとしています。 |
| 19 | 28 | 28頁に非常用通信や、代行職員にも触れていますが、これも普段から使ったり、職務を行わせておかないと機能しません。ハイテクを利用する考えは否定しませんし、そうでなければ現代では対応が困難ですが、ローテクも有事には必要です。有線無線の通信が利用できない場合は、伝令による通信も必要です。 | 御指摘の点については、防災と共通の事項であり平素から取り組むべき事項であると考えています。 |

| 番号 | 計画案の頁 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|------------|--|--|
| 20 | 30 | 30頁の、第4、情報収集についてですが、これも有事になってからやるのではなく平素から情報収集を継続すべきです。なぜかという、情報というのは平素からの積み重ねが大変重要だからです。知識というものは一朝一夕にできるものではありません。ちなみに日本語では情報という言葉しか、ありませんが、軍事の世界では、情報はインフォメーションとインテリジェンスに分けて使います。インフォメーションというのは、ただ見たり、聞いたりしただけの情報のことです。あえて情報資料と呼ぶ場合もあります。これに対しインテリジェンスとは、むしろ知識と訳した方が良いでしょう。数多くのインフォメーションを蓄積し、分析検討して知識として蓄えておくのです。武力事態になって急にインフォメーションが沢山入ってきても、普段からこのような努力を積まないと、判断はできません。できれば専門の情報担当官を置いて、情報収集とか勉強をさせておくことが大変重要です。 | 貴重な御意見として賜っておきます。 |
| 21 | 34 | 第2編第5の1研修について、県は職員その他に研修を行うことが記されている。職員には内心の自由があり、国防・軍事を前提的に肯定する研修を行うことは、職員の権利を侵害する可能性がある。いわんや自主組織等の市民に対して、それを促進することは重大な問題を生じる可能性がある。県は職員その他に、特定の研修を強要したり、拒否したものへの不利益取り扱いなど、強く誘導することがあってはならない。そのことが明瞭になるように案文を書き改めるべきである。 | 災害から県民を守ることは、県の責務です。武力攻撃災害は自然災害とは異なる特徴があり、国民保護措置の実施に必要な知識を習得させるため、県職員の研修を行う必要があると考えています。また、消防団員や自主防災組織のリーダーの研修についても、同様に行う必要があると考えています。 |
| 22 | 34 | 第2編第1章第5の2訓練について、住民に対して広く訓練への参加を呼びかけるというが、地域ぐるみで住民の意識を戦争体制に動員することになりかねず、個人の自由を侵害するおそれが強い。非参加の自由が明文をもって保障されるべきである。いやしくも「非国民」あぶり出しの場となってはならない。 | 県は、武力攻撃事態等から県民を守るため、訓練を実施する必要があります。住民と訓練の関係については、本文にあるとおり県は訓練参加の呼びかけを行うものであり、それ以上の義務を課すものではありません。 |
| 23 | 34 | 第2編第1章第5の1研修について、武力攻撃等の国際紛争の対処に当たっては、文民保護を定めた国際的基準である国際人道法のジュネーブ諸条約を県職員としても研修すべきであり、各市町村段階でも研修項目として県は指導すべきである。 | 特殊標章等、国民保護措置を実施するにあたり、必要な事項については研修を実施していきたいと考えています。 |
| 24 | 39 (73) | 第2編第2章の5避難施設の指定について、避難施設は何も体育館等といった「収容(疎開)施設」だけではないと考えます。ミサイル攻撃、特にABC弾頭を装着した弾道ミサイルが着弾した時に被害を最小限にするための一時避難(退避)施設の整備が必要であると考えます。いわゆる「核シェルター」といった防御施設が日本において皆無であるために、軍事基地に隣接する市町村といった武力攻撃事態が発生した際に孤立しそうな地域においては、住民避難の道が閉ざされることも予想されるため、きちんとした一時避難(退避)施設の整備も必要であると思料しますが如何でしょうか | 弾道ミサイル攻撃を受けた際の避難における留意事項については、第3編第4章第2の4の表において示しているとおり、核シェルターなどの防御施設がない現状では、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させることとしています。核シェルターのような一時避難施設の整備は国の支援が必要であり、国民保護法第150条では「政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めなければならない。」と規定していることから、国の動向を注視していきたいと考えています。 |
| 25 | 47 | 第2編第5章の1の(3)で、学校における教育として、県立学校での教育について記している。公教育の場で、「国民保護措置に関する啓発」活動を行うことは憲法・教育基本法上不可能であり、本案は不適當である。 | 災害から身を守るためには、災害時にどう行動すればいいか、個々人がそのための知識や技術を身につける必要があります。ここで記載している内容は、災害に対する児童生徒の対応能力等の向上を目的としており、災害発生の原因にかかわらず、身につけておく必要があると考えています。 |

| 番号 | 計画案の頁 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|-------------|---|--|
| 26 | 47 (48) | 第2編第5章2の(1)住民が取るべき対処等の啓発及び(2)運転者のとるべき措置の周知徹底について、住民に対する啓発については「とるべき行動」にとどまらず、事前対策も検討していただきたい。例えば「食料や生活必需品の備蓄の推進」「家具の固定や火災防止対策」など、防災対策に絡めた事前対策も啓発するのも必要ではないか。 | 住民が行う食糧や生活必需品の備蓄、家具の固定や火災防止対策などの事前対策については、自然災害と共通であり、その啓発については防災計画に基づいて実施しています。 御指摘の事項については、引き続き防災計画に基づいて普及啓発に取り組んでいきたいと考えています。 |
| 27 | 59 | 第3編第3章の3の(1)自衛隊の部隊等の派遣要請等について、自衛隊の派遣要請については「緊急対処事態」に限定するべきであり、武力攻撃事態において要請するのは適当でないと考えます。武力攻撃事態では、自衛隊が軍事行動を行うわけで、あくまでも自衛隊は「主たる任務である我が国に対する侵略を排除する」ことに専念すべきである。 国民保護は「武力攻撃事態の排除」があつてこそ成り立つものであることも考えて、自衛隊との連携を考えるべきである。 | 武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑に実施するために自衛隊の協力が必要であれば、国民保護法第15条に基づき国民保護等派遣を要請したいと考えています。 国民保護計画において、緊急対処事態に限定する必要はないと考えています。 |
| 28 | 60 | 60頁丸3に防衛出動及び治安出動とありますが、列挙して限定するより、自衛隊法第六章の行動とした方がよいのではないのでしょうか。なぜなら警護出動、海上における警備行動、事前の情報収集などもあるからです。 | 自衛隊法第6章に規定されている自衛隊の活動のうち、武力攻撃事態等において国民保護の観点から緊密な意思疎通が必要なものは、国民保護等派遣、防衛出動及び治安出動であると考えています。 自衛隊法第6章では、地震防災派遣など武力攻撃事態に関わらない自衛隊の活動も規定されており、御指摘のような修正は適当でないと考えます。 |
| 29 | 63 (120) | 第3編第3章の9住民への協力要請については、基本的には住民自身のボランティア(自主性)に依存する比重が大きいように見えるが、もし実際に何かを住民に要請するのであれば、その要請の方法をもっと具体的に明らかにするべきである。そうでないと住民参加の仕方が分からないし、参加がしづらくなるのではないか。 また、住民への協力「要請を受けて協力する者の安全の確保」は具体的にどのようなことが行われるのか、あるいは予定されているのかが見えてこない。例として「安全を確保するための資機材の整備」「事故発生の際の補償措置」「安全確保のための教育訓練」とかあると考えますが如何でしょうか。 | 住民への協力要請については、そこに居合わせる住民に対し緊急に行われるものであり、その内容もケースバイケースであると考えています。 このため、個別具体的な要請の方法等についてあらかじめ決めることは困難であると考えています。 また、協力を要請する場合には、二次災害の発生の可能性や武力攻撃が急迫していないかなど、その時々状況を踏まえ安全の確保に十分配慮した上で行うこととしています。 なお、協力要請に応じた住民が死傷した場合の補償については第4編第3章の2の(3)損害補償で整理しています。 |
| 30 | 65 (29) | 第3編第4章第1の1の(2)警報の伝達等及び同編・同章・第1の2市町村長の警報伝達の基準について、警報の伝達は、各方面に迅速に行われるべきではあるが、これはあくまでも間接的な警報伝達であつて、直接的な警報伝達であるサイレン音の吹鳴については「屋外サイレン」が必要である。 屋外サイレンについては「同報系防災行政無線」の固定系スピーカーがあるが、これは主に津波対策として海岸や河川沿いに設置されているものが多いことから、都市中心部での効果的な伝達のためには、さらなる増設が必要であると思われる。この場合「都市中心部への固定系スピーカーの設置を進める」旨の記載があつてもよいと考えるが如何か。 | 同報系その他の防災行政無線の整備は市町村が行うため、第2編第1章第3の(4)市町村における通信の確保で整理したところであり、県としても市町村における防災行政無線の整備が促進されるよう、努めていきたいと考えています。 |
| 31 | 66 | 67頁の緊急通報の一例ですが、今の時代に電子メールアドレスがないのは時代錯誤です。電話というのは、いざというときなかなか適切に内容を伝達することが難しい面がありますし、聾啞者が通報する場合があります。 | 御指摘を踏まえ修正します。 |

| 番号 | 計画案の頁 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|--------------------|---|--|
| 32 | 69 (97) (36) | <p>第3編第4章第2の1避難措置の指示から7避難所等における安全確保等について、避難指示については、収容(疎開)避難だけではなく、時間的に余裕のない避難(緊急避難)措置の指示についても明記すべきと思われる。</p> <p>また、国から避難措置が出ていない時でも、避難措置が指示されそうな状況になった時に、避難するための準備をする計画も必要ではないだろうか。鳥取県の例で言えば「(1)国民保護措置の実施準備」「(2)武力攻撃災害発生への備え」「(3)住民への避難準備の呼びかけ」などの対策をご検討してみても如何でしょうか。</p> | <p>避難の指示は、国からの避難措置の指示を受けた後に知事が行うものです。国からの避難措置の指示を待たずに知事や市町村長が行う退避の指示は、第3編第7章第3の2退避の指示に整理しています。</p> <p>また、避難措置が出た場合に迅速に対応するため、平素からの備えとして、第2編第2章において、基礎資料の準備、運送事業者の輸送力や運送経路の把握などについて記載しています。</p> |
| 33 | 72 | <p>第3編第4章第2の3避難指示における地域特性への配慮について、基地周辺の住民や基地従業員の避難について、「基地内の通行や基地内への避難も含め」というが、真っ先に攻撃されるのは基地です。地上戦を体験した沖縄県が具体的に提示した回避策が基地への避難ということは、武力攻撃から住民を守る手立ては存在しないことを天下に示すことにほかなりません。武力攻撃から住民を保護する唯一の途は基地をなくすことです。唯一悲惨な地上戦の犠牲を蒙り、戦後は米軍基地の被害に悩まされ続けてきた沖縄県こそが先頭になって、東アジア地域の中心に位置するという地政学的利点を生かして善隣友好に努め、国民保護法も国民保護計画も必要としない状況を作ることに最も精力を注ぐべきです。</p> | <p>武力攻撃事態等において、地域の実情によっては住民を守るため基地への立入が必要と想定されることから、県の素案ではその旨記載したところですが、基地内の立入については米軍との協議・調整を行う必要があることから、県の案では「基地内の通行や基地内への避難も含め」という表現は削除しています。米軍基地の整理縮小については、県政の重要課題として引き続き取り組んでいるところであります。</p> |
| 34 | 81 | <p>第5章の3の(3)の表の①収容施設の供与について、武力攻撃事態における避難で、考えておかなければならないことは、通常の災害などに比べて長期間にわたる可能性があるということです。長期にわたる場合のことも記載されていますが、これだけでは不十分です。特に着上陸攻撃によるような場合、半永久的に避難状態が続く可能性を考えなければなりません。</p> | <p>御指摘の事項については、全国的な課題であり、具体的な運用の中で検討していきたいと考えております。</p> |
| 35 | 97 | <p>98頁の避難指示は地域をもって示しますし、警戒地域も同様となっています。時間が許せばよいでしょうが、武力事態においては、事態の進展が流動的です。軍事作戦というものは速度を要求されるので、相手が動く前に動くのが当然だからです。軍隊ですら、前線を突破されて後方の司令部などが包囲されることがしばしばあります。地域を明確に指示していると避難が困難になる場合もありますので、臨機に指示できるよう、任意の避難、希望者のみの避難、弱者のみの避難等、いろいろな指定の方法を考えておくべきです。</p> | <p>御指摘の点については、具体的な運用の際に十分配慮していきたいと思っております。</p> |
| 36 | 110 | <p>第3編第12章赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理について、ジュネーブ条約上の赤十字標章等の他に「文化財保護標章」があるので、ぜひ活用されたい。</p> | <p>日本政府は、文化財保護標章を定めたハーグ条約とその議定書(1954年)及び第二議定書(1999年)を批准していないため、現時点では我が国では標章の実効性はありません。今後の政府の批准を待って検討したいと思っております。</p> |
| 37 | 114 | <p>離島から船で避難するというが、それだけの船が確保できるのか。船が攻撃されたりのとられて乗客が人質になったらどうするのか有事(戦時)の船での移動はかえって危険ではないのか。</p> | <p>沖縄県における避難については、国の定めた国民の保護に関する基本指針において、運送手段の確保など、国が特段の配慮をすることを明記しています。また、避難住民の運送は、指定公共機関や指定地方公共機関にお願いすることになりますが、その場合でも安全の確保に配慮しなければならないことになっており、安全でない場合には運送を要請することはできません。</p> |

| 番号 | 計画案の頁 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|-------|---|--|
| 38 | | 武力攻撃を受けないために、国に対してどのような考えをもっているのか。どこの国から武力攻撃を受けるのか明確な説明をして欲しい。 | 県民は去る大戦で悲惨な地上戦を体験しており、政府においては万が一にもこのような事態が起こらないよう、不断の外交努力が重要であると考えています。また、国民保護計画では、特定の国からの武力攻撃を想定していません。 |
| 39 | | 本計画案は、県民の生命・財産そして憲法に関わる重要な問題であり、時間をかけた周知が行われることなく進む手続は問題です。今年度中に計画を策定しなければならぬと法律に書いてあるわけではありませんから、各地で県民説明会を実施することや十分な周知を図ること、県民の意見陳述の機会の保障、2ヶ月以上は確保した期間における県民からの意見提出の機会の保障などの時間を確保するなどの慎重な手続を尽くすべきと考えます。 | 県は、県民の生命、身体及び財産を守るという使命があり、その使命を果たすため、県の国民保護計画を作成する必要があります。国民保護は、避難や救援など国や他県との連携が重要であり、沖縄県の計画といえども作成の時期を全国とあわせる必要があります。県としては積極的に情報を公開し、引き続き県民の皆さんの意見を聴き、必要があれば国民保護計画の修正を行うなど、より本県の実情にあった計画となるよう、努めていきたいと考えています。 |
| 40 | | このような重大な案件に関して、十分な広報がなされていないことが一番の問題だと思います。なぜHPのトップにでかでかと目立つように載せないのでしょうか。パソコンのない方はもっと苦労して資料を手に入れなければなりません。HPに載せているからとか、見ない県民に責任があるとかそんなことでは済まず、生命に関わる重要な計画案であるからこそ、もっと県民皆が議論した上で述べられるような方法をとって欲しいです。県民の頭越しに決まってしまうような計画案には賛成できません。 | 沖縄県国民保護計画素案については、沖縄県県民意見公募手続実施要綱に基づき、行政情報センター、宮古行政情報コーナー、八重山行政情報コーナー及び行政情報センター北部閲覧室に備え付けるとともに、県のホームページの意見募集のサイトに掲載して公表したところです。県としては積極的に情報を公開し、引き続き県民の皆さんの意見を聴き、必要があれば国民保護計画の修正を行うなど、より本県の実情にあった計画となるよう、努めていきたいと考えています。 |